

Institution, Düsseldorf, 1970, S. 9-26.

- (2) アーノルト・ゲーレン『人間の原型と現代の文化』池井望訳、法政大学出版局、一九七八年、三頁。(Arnold Gehlen, *Urmensch und Spätkultur*, Philosophische Ergebnisse und Aussagen, Frankfurt a.M.: Athenäum, 1975.)
- (3) 前掲訳書、五三頁。
- (4) 前掲訳書、一〇頁。
- (5) Rainer Schmalz-Bruns, Die Rationalität politischer Institutionen, in Gerhard Göhler/Kurt Lenk/Rainer Schmalz-Bruns (Hrsg.), *Die Rationalität politischer Institutionen, Interdisziplinäre Perspektiven*, Baden-Baden: Nomos Verlagsgesellschaft, 1990, S. 381-401, S. 389.
- (6) 栗城壽夫「国家・憲法・憲法思想—西ドイツの『憲法積極主義』をめぐって—」『思想』第七五五号、一九八七年五月、二八—四七頁。とくに「基本権(規定)の法秩序全体の客観的原理としての理解」を述べた、三四—三五頁を参照。
- (7) Wolfgang Hofmann-Riem, Kommunikationsfreiheit und Chancengleichheit, in Johannes Schwarländer/Eibe Riedel (Hrsg.), *Neue Medien und Meinungsfreiheit im nationalen und internationalen Kontext*, Kehl am Rhein: N. P. Engel Verlag, 1990, S. 27-58.
- (8) *Ibid.*, S. 29-30.
- (9) Arbeitsgemeinschaft für Kommunikationsforschung e. V. (Hrsg.), *Mediennutzung/Mediennutzung*, Berlin: Verlag Volker Spiess, 1980, S. 134.
- (10) 石村善浩「西ドイツにおけるマスコミ法の法社会学的研究」『言論法研究—(総論・歴史)—』信山社、一九九二年、七〇頁。(論文初出は一九七七年)。「レーバツハ判決」の経緯と内容に詳し。
- (11) 【本書第六章を参照。】
- (12) Gerhard Maletzke, *Kommunikationsforschung als empirische Sozialwissenschaft*, Berlin: Verlag Volker Spiess, 1980, S. 71.
- (13) *Ibid.*, S. 85.

第八章 ドイツにおけるメディア産業労働組合の結成とその背景

——対抗公共圏構築の試み——

一 はじめに

情報メディアの変動は技術革新によって惹起されたという認識そのものに間違いはあるまい。しかし、その一見中立的に見える技術革新という契機は、実は政治的・経済的・社会的・文化的な諸要因の作り出すダイナミズムからエネルギーを吸い取って展開されていると見るべきだろう。そして、その展開過程を見ると、そこにさまざまなベクトルをもった諸力が入力されてくるにもかかわらず、結果としてはそのうちの強力なものによって支配的な方向が決められていく。そうしたなかで依然として重要なのは、資本と労働の対抗関係である。

情報メディアという社会的生産の領域における資本と労働の関係は、しかし、物的生産物をめぐる関係に共通した側面と同時に、知的・精神的生産物をめぐる関係に、特有な側面を強くもっており、そのためより大きな複雑性を内に抱え込んでいる。その問題は今日の情報メディアの変動期にあつてどのような現われ方をするであ

ろうか。本章はこのような問いについて理論的な検討を加えようとするものではなく、具体的にドイツにおける「メディア産業労働組合」の設立を事例として取り上げ、そこに変動期における労働側の一つの対応の仕方と構成について述べておけば、つぎの第二節で「メディア産業労働組合」が設立されるまでの過程を概観し、第三節ではそこから四つの局面を取り出して多少詳しく分析する。ここでの見出し語をあげると、ドイツ作家連盟の樹立と政治、ジャーナリストの意識と組織、技術革新とストライキ能力、メディアの資本集中化と対抗公同人・組織・産業・文化の矛盾について若干の考察をして終わることにしたい。

二 メディア産業労働組合の設立過程の概観

「メディア産業労働組合」は一九八五年二月三日に設立された。その正式の原語名称は、Industriegewerkschaft Medien—Druck und Papier, Publizistik und Kunst (産業労働組合メディア—印刷と用紙、言論と芸術)である。通常は最初の二語だけが用いられ、さらにその際、産業労働組合を意味している第一語を短縮して、IG Medien(イーゲー・メディアエン)と呼ばれる。本章ではこれを固有名詞として、「IGメディア」と表記する。ただし、Mediengewerkschaft(メディア労働組合)という一般的表現も使われている。その設立時における組織形態は、Kartellgewerkschaft(団体加盟による組合、つまり組合の連合体)であって、まだMitgliedergewerkschaft(個人加盟の組合)ではなかった。それが移行過程を経て、個人加盟の産業労働組合として一八万四〇〇

〇名の組合員を擁して成立するのは、一九八九年四月一五日のことである。そこに至るまでには二〇年以上の歳月を要した。その長期にわたる運動の背景にあった状況認識とは何であつたらうか。ひとまず簡潔な表現でそれを見ておくために、「IGメディア設立綱領(一九八六年一月七日)の前文からつぎの箇所を引用しておこう。

「われわれは、資本の側での経済的権力の集積にたいして、折しも(経済的)危機および急激な技術変革という困難な条件のもとで、われわれの力を糾合して対抗していかねばならない。意識産業における権力保有者たちおよび彼らの政治的友人たちが、(資本に)依存して就業する人びとおよび芸術の仕事に携わる人びとの「頭と心をめぐる闘い」に勝利することがあつてはならない。メディアと文化は、国民の利益に沿って、社会的な現実についての啓蒙のために仕えるべきである。」

ここでは、特に「意識産業」(Bewußtseinsindustrie)および「依存性(あるいは従属性)」(Abhängigkeit)という言葉に注意を払っておくべきだろう。それらの言葉は、これから明らかにしていくように、長期にわたつた設立過程の歴史を背負っているからである。

ところで、労働組合という同じ言葉であっても、その歴史や現実、その組織の仕方には日本とドイツではさまざまな違いがある。ここでその比較に深く立ち入るつもりはないが、本章の素材に理解を得るうえで少なくともつぎのことは説明しておく必要がある。第一は、組織原理である。一般的に日本の民間企業では労働組合は会社単位で組織され、ある企業に雇用されている個人はその企業(会社)労働組合に加入する。それにならしてドイツにおける原則は、労働組合は民間・公務を含めて産業分野(業界、業種)を単位として組織され、個人は自分の所属する分野の産業労働組合に加入する。これが個人加盟労働組合(Mitgliedergewerkschaft)および産業労働組合(Industriegewerkschaft—IG)の原理である。現在、そのIGが一六あつて、それらによって上部団体の

ドイツ労働総同盟(DGB)が構成されている。労働総同盟の外にある労働組合について述べることは省略する。第二は、「労働協約の自律性・自治制」(Tarifautonomie)の原則である。これは、労働条件が協約締結主体間を排除している。その主体とは各産業労働組合とその産業分野の経営者・使用者団体である。そして、両者の産業分野の職場に一律に適用される。つまり、労働協約は個別企業という枠を超えた性格のものである。第三に、それでは個別の企業あるいは職場では被雇用者(従業員)はどのようにして利益代表を組織するのかと

民間部門のためには「職場組織基本法」(Betriebsverfassungsgesetz)「公務部門のためには「職員代表法」(Personalvertretungsgesetz)があつて、それらの法律にも⁽¹⁾被選挙権者(常勤の従業員とほぼ同じ意味)五名以上で従業員で作る評議会は直接の使用側側において「知る権利」(Informationsrecht)から「共同決定権」(Mitbestimmungsrecht)にいたる⁽²⁾まのレベルの権利をもっている。そして、第二で述べた労働協約の完全実施を監視することにも、それを上回る条件については職場協定(Betriebsvereinbarung)を結ぶことができる。このような職場評議会あるいは職員評議会に産業労働組合がどうかかわるかといえば、各職場に労働組合世話人を置いて努力するわけである。なお、これら従業員の評議会と「共同決定法」(Mitbestimmungsgesetz)にもついで従業員二〇〇〇名以上の大企業に設けられ、経営側と従業員側の代表で構成される「経営監督協議会」(Auf-

sichtsrat——通常「監査役会」と訳されるが、実態にそぐわないと思われる)とは別のものであって、混同されるはならない。かつて日本では、(西)ドイツの労働組合は労使協調路線を取っているという誤った理解が流布されたことがあるが、そのひとつの背景には以上の二つの混同があつたのではないかと筆者は推察する。

さて、本論に戻ろう。メディア労働組合結成の過程が始まったのは一九六〇年代の終わりであり、その全過程を通じて注目されるのは作家の動向である。一九六九年六月「ドイツ作家連盟」(VS)の設立に際して「慎重深さへの訣別」と題して講演したH・ベル⁽³⁾、そして翌年一月のその第一回総会に際して「文化産業労働組合」の設立を呼びかけたM・ヴァルザ⁽⁴⁾、これらが常に引用される起点である。その政治的時代背景を見るならば、一九六九年に社会民主党(SPD)と自由民主党(FDP)の連立政権が成立したことに現われているように、W・ブランドト(SPD党首、首相)という求心力のある政治家を中心として「変革」(Reform)の時代が始まっていたことを想起すべきだろう。

その当時の関連する労働組合の状況はどうなっていただろうか。歴史的経緯の詳細は省いて記述せざるをえないが、一方には、「印刷・用紙加工産業労働組合」(IG Druck und Papier、以下では「IG印刷」と略記する)があつた⁽⁵⁾。これは、一八六六年ライプツヒで結成された「ドイツ書籍印刷工組合」(Der Deutsche Buchdrucker-Verband)に歴史を遡る長い伝統をもち、戦後もなるほど組合員数からすれば労働総同盟のなかでは比較的小さな組織であつたが、しかし「労働運動の槍の穂先」と呼ばれたように労働協約闘争においても政治行動においても先進的な役割を果たしてきた産業労働組合である。印刷労働者を中心とするその労働組合のなかに、一九五一年以来「ドイツ・ジャーナリスト・ユニオン」(dju、この名称を使用するようになったのは一九六〇年から)が加盟していた。そして、労働総同盟の外側には職能団体としての「ドイツ・ジャーナリスト協会」(DJV、一九

四九年設立)があり、両ジャーナリスト組織は競合関係に立っていた。他方では、一九六八年に「放送ユニオン」と「映画ユニオン」が合併してできた「放送・テレビ・映画ユニオン」(RFFU)があり、それは他の組合組織とともに連合体「芸術労働組合」(Gewerkschaft Kunst)を構成し、労働総同盟に加盟していた。これは連合体組織であるから、個人加盟の産業労働組合を原則とする労働総同盟の構成単位としては例外的な存在だった。

このような状況のもとで組織再編の気運が高まるなか、労働総同盟議長H・O・フェッターは一九七二年大会の席上、「資本の特定利益集団によるメディア支配がますます強化されてきた事態に対抗して、社会政治的に進歩的な言論人に自由空間を確保するため」、IG印刷と芸術労組を中心とするメディア労働組合へと結集するよう呼びかけた。それによって彼は労働組合再編の動きに支持を与えたのである。この議論に先鞭をつけた作家連盟は、後述するように、一九七三年一月にIG印刷に加入する道を決定し、翌年の年頭に一四〇〇名の作家・翻訳家を実行した。ジャーナリスト協会も一度はメディア労働組合への参加を意思表示したが、お互いの組織モデルが違っていて撤退した。一九七三〜七四年の時期には、しかし、「変革の政治」の流れは退潮期へと入っていく。ブランドが秘書ギョームのスパイ事件発覚に責任をとって首相を辞任し、その座をH・シュミットに譲ったのは、一九七四年五月のことだった。そして、メディア労働組合結成の動きも沈滞していった。それが再び徐々に活性化してくるのは、社会民主党主導の政権の寿命が見え始め、保守党からの揺さぶりが強力になってきた時期と重なっている。その揺さぶりの一例として、北ドイツ放送協会(NDR)紛争が発生した。同放送協会の解体に実際に乗り出したのである。憲法原理に根拠づけられてきたメディア秩序を改変し、商業放送を導入しようという、保守勢力の明確な政治的決意と行動に対して、一九七九年「放送・テレビ・映画ユニオン」(RFF

U)はスト権を確立して応じたが、しかしそのストは決行日の同年一月一九日の直前に裁判所によって中止を命じられた。各州の放送協会でそのスト権投票が行われていた最中、RFFU中央執行委員会はメディア労働組合の結成を準備するため、IG印刷と協力協定を締結するという方針を決定した。

一九八〇年一月二日、IG印刷およびRFFUの常任中央執行委員会はメディア労働組合結成を目的とした「協力協定」に調印した。ここから長期にわたる、関連するさまざまな組織の間の意思疎通と統合のプロセスが始まる。協定では、中央執行委員会への相互出席などをはじめとしてさまざまなレベルでの交流が定められた。重要なのは、協定に従って両組織の代表者からなる「メディア労働組合審議会」が設置されたことである。そこ

を舞台にして、さまざまな組織モデルが検討されていく。

そして、一九八二年には労働総同盟の外にあるジャーナリスト協会が、また芸術労働組合傘下の単位組合のなかから美術家(BGBK)およびSBK)、実演家(IAL)、音楽教師・演奏家(GDMK)の四組合が順次この審議会の協議に参加していった。

図1 IG印刷発行のドイツ・ジャーナリスト・ユニオン(dju)の機関誌、die federの1985年1月号の表紙



メディア労働組合結成に対する各組織の態度が戯画化されている。作者はRainer Hachfeld。(略号が表す組織名称については後出の表1を参照。)

IG印刷委員長L・マールライン、RFFU委員長A・ホネーのもとで両組織の間では、新しい組織の目標と実現の意思においてはつきりした一致が認められた。難問は、RFFUも所属する芸術労組の改革問題であった。先にも触れたように、「芸術労働組合」はその名に反して八つの労働組合からなる連合体であって、本来の個人加盟労働組合ではなかった。それは労働総同盟の原則の例外であるばかりでなく、政治的決定過程の民主性においても、また当事者能力においても問題を抱えていた。したがって、この芸術労組を個人加盟労働組合に変更する必要があった。一九八三年五月の芸術労組臨時大会はこの問題の票決に臨んだ。結果は必要な三分の二の賛成に達し、一九八六年末までに個人加盟労働組合に移行することになった。しかし、演劇(GDBA)とオーケストラ(DOV)の二組合はこれに反対し、決定の無効を裁判所に提訴したが、結局一九八四年二月に芸術労組から脱退した。

この間の一九八二年一〇月、社会民主党主導の連邦政権は一三年間の幕を閉じた。キャスティングボートを握る小党の自由民主党が社会民主党との連立を解消し、保守党のキリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)と連立を組み替えるという決定をしたためである。問題の焦点はNATOの「二重決議」をめぐるデタントか核配備増強かの対立、そして経済政策であった。この政変後、資本および保守・中道連立政権対労働および野党社会民主党の構図のなかで、資本対労働の対立は厳しさを増した。反核平和問題にしても時短問題にしても労働総同盟のなかで先端的立場に立っていたIG印刷は対立勢力からの攻撃の的となった。一九八三年一〇月ニュールンベルクで開かれた定期大会は、その格好の材料とされた。メディアの報道には、IG印刷があたかも政治ストを呼びかけ、所有関係の変革を目指す過激な集団であるかのように取り扱ったものが少なくなかった。ジャーナリスト協会(DJV)はその波をかぶった。DJVは一九八四年四月の臨時総会で「メディア労働組合審議会」からの

表1 個人加盟・メディア産業労働組合(IGメディア)の結成時点における参加組合と組合員数(1989年4月15日現在)

参加組合	組合員数
印刷・用紙加工産業労働組合(IG Druck und Papier) 含む ドイツ・ジャーナリスト・ユニオン(dju) ドイツ作家連盟(VS)	154,032
美術家労働組合連邦連合(BGBK)	2,667
ドイツ音楽家連盟(DMV)	416
音楽教師・演奏家労働組合(GDMK)	4,438
*職業グループ・ジャズ/ロック/ポップ	70
ショー・娯楽職業連盟(IAL)	287
*職業グループ・演劇	548
放送・テレビ・映画ユニオン(RFFU)	19,876
美術家擁護連盟(SBK)	217
南西ドイツ・ジャーナリスト協会(SWJV)	1,067
合計	183,618

注 * 芸術労働組合に所属していたドイツ・オーケストラ連合(DOV)とドイツ舞台関係者組合(GDBA)の両組織はIGメディア結成に参加しなかったため、その分野で仕事をし、しかしIGメディアに参加しようとする人びとはグループを作って加入した。

出典 IGメディア。

引き揚げを代議員一四四対九六の票決で決定し、もとの立場に引き返した。ただし、DJVはもともと個人加盟の各地方組織の連合体であり、地方組織の自律性が強い。この決定に反対した南西ドイツ・ジャーナリスト協会(SWJV)は後にDJVを脱退し、結成されたIGメディアに加盟することになる。

DJVの離脱という痛手をこうむりながらも、また週労働時間三五時間の要求を掲げたIG印刷の労働争議が一九八四年春から夏にかけて一三週間にも及んだことの影響による審議の遅れを伴いながらも、「メディア労働組合審議会」の場ではIGメディアの組織構造や組合規約の草案が練られていった。その設立は二段階で行うという方法がとられることになった。IGメディアはまず参加する個別

労働組合が団体加盟する連合体組合として結成され、その後移行期間を経たあとにそれらの個別労働組合を解散して、単一の個人加盟労働組合へと変更するというものである。一九八四年一月から順次各組合はIGメディア（第一段階）の規約の承認とそれへの加盟を決定していく。そして、一九八五年二月三日デュッセルドルフでIGメディア（第一段階）は設立されたのである。参加組合の組織は存続させたいと、執行部としては単一の台同中央執行委員会が設置された。このとき、IG印刷一四万二〇〇〇名、芸術労組三万六〇〇〇名（うちRFPU一万九〇〇〇名）であった。その結成大会で再び作家ヴァルザーは登壇して、その生まれかきりの組織を巨人ゴリアテに対決するダビデの履く靴にたとえ、「その靴はわれわれとともに育っていくことのできる靴でなければならぬ」とその講演を結んだ。

しかし、作家連盟にはまだ一波乱が残っていた。それには一九八四年総会以来くすぶっていた、反核平和運動および東ドイツへのかかわり方をめぐる内部対立が影響していたといわれる。一九八八年二月の総会はIGメディアへの参加を議題にした。票決の結果、規定の五分の三を上回る賛成を得て、参加は決定されたのだが、それに反対する約五〇名が連盟を脱退した。その中心にはG・グラスがいた。

こうした曲折を経ながらも、一九八九年四月ハンブルクで組織形成の第二段階を迎える。その月の八日から五日にかけて、一方ではIGメディアの大会、他方ではIG印刷の大会および芸術労組傘下にあるRFPUなど各労働組合の大会が同時並行して開催された。各既存の組合は順次それぞれの大会で組織の解散を票決していき、それに伴ってIGメディアの大会は個人加盟組合への生まれ変わりの大会に切り替えられた。こうして四月一日零時をもって現在のIGメディアは成立した（表1を参照）。一九六九年の作家連盟の結成を起点にとれば、ちょうど二〇年に及ぶ運動がひとつの組織として「靴」の形をなしたのである。

三 設立過程から抽出される四つの局面

1 意識産業のなかの作家と、自由業の矛盾

一九六〇年代終りから七〇年代初めにかけて、〈労働組合〉というコンセプトを追求した作家たちの側の状況と意識はどのようなものだったろうか。一九六九年の作家連盟結成以前を見るならば、一方には地方ごとに職能団体的性格の作家団体があり、その上に弱い上部団体があるにすぎなかった。他方には、H・W・リヒターの主宰する「グルッペ四七」が年一回の会合を重ねながら、文学者シーンに大きな影響力をもっていた。⁽¹²⁾ テクストの朗読とそれへのコメントからなる、この「怪しげな仲間」(Kumpanei—H・M・エンツェンスベルガー)としての批評空間に疲労が見えてきたころ、一九六八年八月の「プラハの春」弾圧事件の発生によって、その地での開催が予定されていたその年の会合は中止されることになった。結局、「グルッペ四七」はその後息を吹き返すことなく、六七年に遡ってその二〇年の歴史を閉じた。そのようなとき、新しい組織設立の動きは時代の波とともに高まったのである。

作家連盟設立会議でベルがテーマとしたのは、「われわれが作り出す特異な社会的産物にたいするわれわれの取り分」のことであり、「少数の者たちの有名化(有名作家の存在)によって隠蔽される搾取のシステムとその問題」についてであった。⁽¹³⁾ また、プラント首相実現の支援者として奔走していたグラスは、その会議ですでにIG印刷への加盟を呼びかけた。

作家の産業上の立場については、エンツェンスベルガーが早くも一九六二年につきのよう述べていた。「(意

識産業にとつての)根本的エネルギーは、意識産業が除去することを委託された、ほかならぬあの少数者たちにおっている。この産業がバイブレイヤーとして軽蔑するか、あるいはスターとして石化してしまう作者たち(著作者たち——筆者注)に。しかも、作者そのものを搾取してこそ、消費者の搾取は可能になるのだ。⁽¹⁴⁾作家たちの間に意識産業にたいするこのような意識がどれだけ広く浸透していたかは別にしても、彼らが自らの経済的利害を組織を通じて貫徹しようと乗り出したことは確かであった。問題はどのような組織を通じてかということであり、選択肢のなかのいずれかを選ぶ際の、その意識である。

一九七〇年第一回作家連盟総会の標語は、「独立独立歩者たちの一致団結」だった。この矛盾に満ちた標語に当時の様子がよく反映されている。総会にはIG印刷加盟を目指す二つの提案が提出されていた。ひとつはグラスから、もうひとつはベル、B・エンゲルマン、エンツェンスベルガー、ヴァルザーなど一四名のグループからである。だが、ヴァルザー自身の演説はその提案を超えていた。彼はメディアと文化の領域をひとつに統合した「文化産業労働組合」(IG Kultur——「IG文化」)の結成を呼びかけたのである。彼の言葉を引用しておこう。

「少なくともわれわれ、文化産業のなかで、あるいは文化産業のために労働する人間としては、われわれがさらされているこの経済的集中化の到達段階にたいしてわれわれの組織でもって応えなければならぬ。われわれのパートナーあるいは敵方がすべてのメディアを手中に収めようと新たに邁進しているとき、作家、ジャーナリスト、作曲家、グラフィックデザイナー、舞台装置家、俳優、画家、カメラマン、監督たちが別々の小隊で作戦を展開してみたところで、滑稽なことではない。『IG文化』こそが、小グループの乱立から脱却して、マルチメディア・コンツェルンに引けを取らない一つのグループを形成することができる道だと信じる。(……) IG印刷への加盟という一歩は、せいぜいのところその一つの始まりにすぎないと私は考える。」⁽¹⁵⁾

それは明らかに、社会民主党主導の政権の支持を受けつつ、著作者の諸権利の市場経済的な改善(著作権法改正、図書館貸し出しにたいする著作者への報酬制導入、教科書転載への報酬請求など)を図ろうとするグラスおよび連盟執行部への対抗案であった。ヴァルザーが問題の本質として見ていたのは、「自由業」としての作家が「営業者類似」の要求をすることではなく、作家の「被雇用者類似」の立場、つまり彼らの資本への依存性をはつきりと認めることであった。組織化への契機はその点にこそあらねばならなかった。⁽¹⁶⁾

当時の作家連盟には三つの組織モデルが選択の可能性としてあったことになる。第一はIG印刷への加入、第二は芸術労組への加盟、第三は新しい「IG文化」の設立である。相手方となる組合や労働総同盟との折衝のなかで、第三の「大きな解決法」には労働総同盟から否定的な見解を受け、結局、強力なポジションをもち、個人加盟であるという点から、第二ではなく第一の方向が多数派となっていた。一九七三年一月の第二回作家連盟総会(標語は「発展途上国・文化」)は、メディア労働組合への展望を視野に収める前提で、IG印刷への加入を賛成二七五、反対一九、保留九で可決した。⁽¹⁷⁾そのころまでには先に述べた作家の経済的諸権利の改善は、社会民主党主導の政権の支持を受けて、かなりの部分が実現されていた。組織と政治というものの威力は誰の目にも明らかだった。

IG印刷に属した作家連盟の執行部は、その後メディア労働組合の理念の守護者であり続けた。その間のことは割愛するが、第二回総会からほぼ一六年後、作家連盟は設立目前となった個人加盟のIGメディアへの加入を決めるため、第八回総会をもった。それに先立って作家連盟は「最小限の要求」を作成し、IG印刷の執行部と交渉を行っていた。そこで作家連盟側が問題にしていたのは、「自由業」の特異性とその少数者の利害を大組織のなかで守るための組織構造上の要求であった。作家連盟がIGメディアの常任中央執行委員会に一議席を固定し

て確保すること(つまり作家連盟の組織内自律性の保障)は拒否され、代わりにフリー委員会の設置は受け入れられた。⁽¹⁹⁾ そのような妥協に不満なグラスなどが連盟を脱退したのである。この一件はマスメディアおよび敵対側に格好の話題を提供し、「作家連盟は死んだ」と記事見出しがつけられた。それについて、「死を申し渡されたものが長生きする」というのがエンゲルマンの応酬であった。⁽¹⁹⁾ この最終段階での内紛は、作家の職業は特異性をもつという自己意識(つまり知的生産物の個人的性格への信頼)とその職業もまた資本への依存性をもつという一般的性格の間の矛盾、職能集団の組織的自律性の要求と産業労働組合における被雇用者としての対等性の原則の間の矛盾がそこで再び浮上したものと見えよう。

2 ジャーナリストの分裂した職業観と二つの組織

作家における知的生産物の個人的性格という問題は、知的職業(intellektuelle Berufe)としてのジャーナリストにも共通したところがあった。しかし、作家が産業組織の外部に身を置く知識人という立場を長らくもちえたのにたいして、ジャーナリストは産業組織の内部に結びつけられた知識人という立場により早く置かれていた。その分だけジャーナリストは、作家が意識産業への従属を意識するよりも早く、メディア産業への従属を意識したといえる。

とはいうものの、ジャーナリストの間に完全な共通認識があるわけではない。ジャーナリストは特別な職能人か、一般的な給与所得者(被雇用者)かという職業観の分裂は今日でも克服されたものとはいえない。前者の意識はドイツでは歴史的に根強いものがある。戦後一九四九年に設立された「ドイツ・ジャーナリスト協会」(DJV)はその伝統を継承するもので、一八九六年設立の「ドイツ挿絵画家連盟」(Verband deutscher Illustratoren)

と一九〇二年設立の「ドイツ編集者協会」(Verein deutscher Redakteure)に遡る。DJVの組織上の特色は分権制(あるいは地方性、反集中性)で、個人が加入するのは各州協会であり、その自立した各州協会の上部団体としてDJVがある。これは東西ドイツ統一後の現在も変わらず、一六の州協会があつて、一九九一年現在で約二万名の会員を有している。⁽²⁰⁾

DJVに対抗して同じ年に労働総同盟のなかに「ジャーナリスト部会」が設けられ、一九五二年にはIG印刷に加盟し、一九六〇年に「ドイツ・ジャーナリスト・ユニオン」(dju)に改称する。ジャーナリストという職業人だけを取って見れば、労働総同盟の外ではDJVが印刷メディアと放送・AVメディアの分野を区別なく組織化し、労働総同盟の内ではdjuが印刷メディアを、放送ユニオンが放送メディアを、映画ユニオンが映画メディアを(前述のように、後二者が六八年に合併してRFUとなる)担当するという構図になっていた。当初少数派であったdjuの道はきわめて厳しかった。djuが使用者団体である「ドイツ新聞発行者連盟」(BDZ V)によって労働協約締結主体(Tarifpartner)として認知されたのは、一九六六年のことであった。その突破口が、「ペンの稲妻行動」と名づけられた、制作部門労働者の連帯ストライキ態勢によって開かれたこと(スト突入前に使用者側が折れた)は語りぐさになっている。djuはこうしてDJVへの競合組織へと成長していく。

ここに日刊新聞の分野だけを取った、両組織の勢力分布の統計がある。一九六七年にはDJV四一四八名、dju一五三八名であったが、一九七九年にはDJV五五八五名、dju五〇三一名となり、両者はほぼ互角になっている。⁽²¹⁾ ここに見られる、労働組合加入ジャーナリストの増加という事態の背景は何であろうか。ひとつには、その間の時期に政治的な変革意識の高まった時代が挟まれており、それがジャーナリストの意識に影響を与えたということでは確かであろう。しかし、それだけでは一般的にすぎる。むしろ重視すべきなのは、一九六〇年代を

通じて進行した新聞産業の集中化という産業構造の変化と、一九七〇年代を通じて進行した技術革新による編集職場の変化である。前者については、編集職場では資本の圧力の増大や企業組織のヒエラルキー構造の強化に対抗して組織内のジャーナリストの自由と共同決定権を制度化しようとする「編集綱領」制定運動が起った。それでもその問題はまだ「精神的自由」に属する編集職固有の領域のものという性格が強かったといえよう。しかし、後者については、コンピュータ制御の編集・制作システムの導入は編集労働過程そのものの物質的條件を変化させてしまおう力をもっていた。そこではもう生産物の個人的性格は希薄となり、編集と制作のプロセス統合のなかで、印刷・制作労働者の依存性とはまったく別のものとして編集労働者の依存性をとらえることを許すだけの現実はなくなってしまう。そこに広い範囲で起こった、特別な職能人から一般的な給与所得者へという職業観の変化の契機を認めることができるだろう。

そのことは、両ジャーナリスト組織の構成員の数ではなく、むしろ職場評議会選挙で選出された委員全体のうちに占める、両組織に所属するジャーナリストの割合を比較するとき、一層はつきりとする。一九七二年選挙では二七三名の委員のうちDJVは三一%、djuは四〇%、その三期後の(職場評議会選挙は三年ごとに行われる)一九八一年選挙では四二七名の委員のうちDJVは二八%、djuは五七%となっている⁽²⁾。その他は組織に入っていない委員である。ここに見られるように、djuは両組織に所属するジャーナリストの合計にたいして占めるシェアを大幅に上回る比率を職場評議会選挙では獲得しており、かつその比率は増加傾向を示しているのである。

DJVは実はその名称に「ジャーナリストの労働組合」というサブタイトルを掲げている。しかし、それはあくまでジャーナリストという身分的な職能に根ざした固有の組織のことをいつている。一九七三年にメディア労働組合構想からすぐに撤退したときも、一九八四年に「メディア労働組合審議会」から引き揚げたときも、DJVにとって最終的に問題だったのは固有な組織としての自律性であり、構成員個々人の「意見の自由」であった。そのため、前者のときには大きな産業労働組合のなかに個人加盟することが拒まれ、後者のときには「労働運動の槍の穂先」が担う、社会的問題への政治的見解の表明とあい入れなかった。

3 技術革新による構造変化とストライキ能力

IGメディアのコアとなったIG印刷は、すでに述べたように、原則的で対決を避けない先鋭さを示してきた。たとえば、反核平和運動でも時短闘争でもIG印刷が先駆けとなり、その後を大規模組織である金属産業労働組合(IG Metal)や公務・交通・運輸労働組合(ÖTV)が追いつき、それで労働総同盟全体の流れが作られるという型が見られた。したがって、IG印刷のポジションは労働総同盟のなかでは規模が小さいだけに最初は少数派であることが多かった。IG印刷がより大きな規模のIGメディアへの道を選んだ背景には、労働総同盟内部でのポジション強化への狙いがあったことは否定できないだろう。しかし、それだけではない。

ドイツの争議は産業労働組合と使用者団体との間の交渉が決裂したとき、ストライキとロックアウトの応酬によって展開される。そこで産業労働組合にとって死活問題なのはストライキ能力の確保である。賃金労働協約ばかりではなく、労働条件にかかわる新しい課題の労働協約化において先駆けとなって闘ってきたIG印刷にとって、そのことは一層重要なことであった。

旧西ドイツの印刷産業では一九六九年から七五年の間に技術革新による合理化により三万人以上の雇用機会が失われたといわれる。IG印刷は新技術導入にかかわる労働協約締結の要求を一九七五年に提出する。その要点

だけをあげれば、職場の確保、収入額減少の阻止、熟練専門労働者の保護、健康問題、技術的制作という専門外の仕事からジャーナリストを保護することなどである。一九七六年に始まった交渉は長期にわたって難航し、一九七八年明けの春には争議へと発展する。IG印刷執行部から指定された各地の新聞発行所では高率でスト権が確立されていた。二月から三月にかけての約三週間の間に一日の人数に換算して、延べ一万六六四〇名の組合員が時限抗議ストに入り、延べ三万九一三三名の組合員が無期限ストに入った。それにたいして使用者側は延べ二四万五八一九名という規模の組合員をロックアウトしたのである。IG印刷はこのストライキとロックアウトにたいする莫大な財政負担を負いながら(カットされた賃金を組合員にたいして補填しなければならぬから)、このときいわずR T S労働協約(電算制御テキストシステムに関する労働協約)の締結に成功した。その内容に立ち入る紙幅はないが、それは編集職場と制作職場にまたがり、また新聞企業と印刷企業にまたがる新しい質の協約であった。⁽²³⁾

導入され普及していった電算制御の編集・制作技術はIG印刷のストライキ能力を危うくさせるということがやがて見えてくる。それがはっきりしたのは、一九八四年に週労働時間三五時間の時短要求を掲げて、一三週間続いた争議のときである。⁽²⁴⁾「一九八四年の争議の経験からわれわれの知っていることは、(電子編集システムによって——筆者注)技術的に十分な装備をした事業所ではテキスト制作においてスト破り行為を三〜四週間にわたって維持し、もちこたえさせることが可能だったということである。⁽²⁵⁾」たとえば、「ディ・ヴェルト」紙はストライキにもかかわらず、新聞を出し続けることができた。自動化された電子システムでは経験のある非組合員を少数投入するだけで生産活動を継続し、容易にスト破りを行うことが可能になった。つまり、使用者側に圧力をかける手段としてのストライキの効力は、新聞生産を完全にストップさせることができないこと、「新聞のない日」

が完全に実現できないことによつて減退したのである。それは依然としてロックアウトという手段(労働組合を財政的に疲弊させるための手段)をもつ使用者側との間で闘争能力の非対称性、不均衡という問題を生むことになる。ストライキ能力の減少分を補うための新しい手段として「職場占拠」(Betriebsbesetzung)があげられており、その正当性が今日議論の対象となっている。⁽²⁶⁾

スト破りの可能性の増大は、一事業所内の新聞制作工程にのみ関係するのではない。メディア企業のコングロマリット化が進むなかで、ひとつの事業所でストライキが打たれても、通信回線を使って系列の他の事業所で、ばあいによれば欧州の隣国にある事業所で印刷を続けることができる。新聞資本による商業放送設立が進むなかで、放送ジャーナリストがストライキに入っても代わりに系列新聞のジャーナリストを起用してスト破りを行うことができる。

新しい技術と新しい産業構造によつて作り出された帰結が以上のような状況を呈するとき、IG印刷にとつてメディア産業の全領域を網羅する単一の個人加盟組織表現という方針は必然的なものであったといえよう。

4 メディア産業の資本集中化と対抗公共圏の樹立

以上の第一と第二の局面は個人と組織の問題という性格が強く、第三の局面は組織と産業の局面といえることができる。IGメディア設立の背景にはもうひとつ、産業と文化の局面がある。「設立綱領」はつぎのように述べている。

「IGメディアの設立は産業労働組合原理の貫徹にのみあるのではない。労働者とホワイトカラーが、またジャーナリストと作家と芸術家が、労働組合へと組織的に結合するということ、そのことがもっているアクチ

ユアルな意義とは、まさに意識産業が政治的および社会的な発展にたいしてもつにいたった重大な位置と価値からこそ導き出されるのである。新しいデータ処理技術や通信技術、国内のおよび国際的な資本集中化、余暇時間の増大とその結果繁栄するレジャー産業などの事態によって、情報、芸術、娯楽の支配にたいして、そしてメディアによるそれらの伝達・分配にたいして、社会政治的に重要な役割が配当されている。⁽²⁷⁾

引用文の後半の現象は日本を含む先進資本主義国に共通したものである。その(旧西)ドイツにおける具体的な現われ方は、一九六〇年代に進んだ新聞集中化、七〇年代の科学技術政策という名の産業構造政策の展開、八〇年代初めの政権交替に伴って開始される商業放送の導入、そしてその後始まる欧州市場統合へ向けた政治的・産業的な展開(ECグリーンペーパー「国境なきテレビジョン」の閣僚理事会決定は一九八九年のこと)と要約することができるだろう。これをきわめて図式的に見れば、六〇年代にはなお新聞・出版資本内部の集中化であった段階が、七〇年代に用意された技術的インフラの変動を媒介にして、また八〇年代初めの新保守主義政権の成立に支援されつつ、八〇年代には業種を超えた資本集中化の段階へと転化し、それは同時に国境を越えて欧州化、グローバル化していくダイナミズムを獲得したといえることができる。メディア・コングロマリット、メディア多国籍企業の成立、ないしはマルチメディアアルかつマルチナショナルな企業の成立である。六〇年代にエンツェンスベルガーやヴァルザーなどの知識人、そして労働組合のなかの思想家が現象の先端から読み取った予見は見事に的中したといわなければならないまい。

そこで重要なのは、その予見に対応した戦略が立てられ、対抗可能な勢力の組織化という具体的な目標が長期にわたって地道に追求されてきたという事実である。それは単に既存組織の温存や拡大、あるいは労働協約上のポジション強化のためのみであったとはいえない。労働協約政策と並んでメディア政策(文化運動政策)があった

からである。それらの方針は文書としては、「IGメディア設立綱領」、「IGメディアのメディア政策基本方針」⁽²⁸⁾、「ECテレビジョン指令への見解」⁽²⁹⁾などに見ることができ、その方針内容について若干の例をあげれば、ローカル紙の一紙独占地域に競争紙を創刊するための法的な枠組みを作ること、その組織形態は公法的営造物(法律によって設立される特殊法人)とするか協同組合とし、新聞広告収入からの拠出金プールで賄う方法を考慮すること。公共放送の維持・発展を図り、監督機関のリフォームを実施すること。放送では職場協定として編集綱領を結び、プレス(新聞・雑誌)では連邦プレス大綱法および州プレス法により、それぞれに内部的自由および共同決定権を確保すること。あるいは、放送サービスを商品と位置づけるEC指令に反対し、多国籍メディア企業の拡張にたいしては欧州カルテル法(独禁法)の立法化を要求すること、などである。

そこには法的枠組みになお信頼や期待が寄せられていることを見て取ることができる。ただし、それは内容のない信頼といえまい。「対抗公共圏」の樹立と並んで、自立した文化的諸活動の展開は、よりよき労働条件と生活条件を求める労働運動の闘争において、ひとつの重要な貢献である⁽³⁰⁾と「設立綱領」はいう。市民社会と運動しようとする労働運動の態度がそこにはある。労働運動がその直接的関心事を超えて社会的・制度的枠組み作りを視野に収めていることに注意を払うならば、彼らの法的枠組みへの期待とは法的枠組みの改善という成果を生み出していくべき運動への自信でもあると考えられる。情報メディアの活動によって構成される情報空間が資本の論理によって支配されていく傾向がますます強まるなかで、そのような支配的空間に対峙して、どれだけ政治的・文化的な対抗公共圏を構築していくことができるか、市民社会が作る制度的・社会的空間としての公共圏の造成にどれだけ寄与することができるか、そのような尺度からIGメディアへの社会的評価は下されることになる。

表2 メディア産業労働組合 (IG メディア) の専門部会と組合員数

(1992年6月20日現在)

専門部会	旧西ドイツ地域			旧東ドイツ地域			専門部会別 組合員数合計
	組合員数	男%	女%	組合員数	男%	女%	
1 印刷産業と出版	116,424	76	24	22,802	41	59	139,226
2 用紙および樹脂加工	33,648	68	32	7,581	39	61	41,229
3 放送・映画・AVメディア (RFFU)	17,412	64	36	8,995	50	50	26,407
4 ジャーナリズム (dju・SWJV)	13,266	71	29	2,537	50	50	15,803
5 文学 (VS)	2,090	69	31	811	55	45	2,901
6 美術 (BGBK・SBK)	682	61	39	202	47	53	884
7 実演・演劇 (IAL・Theater)	917	60	40	3,878	49	51	4,795
8 音楽 (DMV・GDMK)	5,203	51	49	1,628	39	61	6,831
9 その他	37	30	70	5,049	37	63	5,086
合計	189,679	72	28	53,483	43	57	243,162

出典 IG Medien(Hrsg.), Daten Fakten Entwicklungen, 1992, S. 10-11.

四 メディア産業労働組合の組織構成の現状と課題

IGメディアの組合規約は組織領域をつぎのように定めている⁽³⁾。印刷、新聞・出版、用紙加工、ラジオ、テレビ、放送類似サービス、州メディア協会(民放の監督機関)、映画およびその他のAVメディア、言論、文学、美術、実演芸術、音楽、娯楽などの経済分野、そして、それらの分野で仕事をする被雇用者、被雇用者に類似した者、家内労働者、フリーランサーおよびその他の自由業、自由業的な従業者、見習い中の者、学生、この組織領域に従事していた年金受給者などの人びと、となっている。東西ドイツ統一後は、そこに旧東ドイツ地域を含める規定が追加された。

IGメディアの組織が他の産業労働組合と比較して独特な点は、専門部会制(Fachgruppe)をとり、それが「統一のなかの多様性」を確保するための構造的な要素になっていることである。表2に示すように、八つの専門部会が設けられている。それらは、そこに分類される組合員の職業上および労働協約上の、社会的および文化的な利害関心を代表させるために、比較的高い自律性をもっている。そこには大組織のなかで数の上での少数派の利益を擁護しようという目的がある。設立交渉中に重大な争点になったのは、まさにその自律性の度合い(具体的に予算配分的方式と決定機関での議決権をめぐる調整となる)の問題であった。

他には青年、女性、ホワイトカラー(ドイツ語のAngestellte)であるが、便宜上このように訳しておく)という人的グループ別の部会があり、またフリーランサーおよび自由業のための連邦フリー委員会が設けられている。なお、組合規約は、中央執行委員会の委員のなかに占める女性の数は少なくとも組合員全体に占める女性の比率

に相応した数でなければならないと規定している。

以上がいわば横の組織構成であるが、決定機構となる縦の組織構成はつぎのとおりである。個別の職場を超えた最初の組織レベルは地区協議会で、その上に郡(県)、州、連邦のレベルが構成され、それぞれに大会や執行委員会などの機関をもつ。連邦のレベルを見れば、三年ごとの定期大会、その中間に開かれる評議会、中央執行委員会(Hauptvorstand)、常任中央執行委員会の四つの機関からなる。中央執行委員会は、大会で選出される常任中央執行委員(七名)と青年部会書記長と女性部会書記長に加えて、各専門部会、ホワイトカラー委員会、フリー委員会の各委員長、各州執行委員会の代表によって構成される。

こうした体制でスタートしたわけだが、それが十分に機能し始める前の一九九〇年一〇月

三日、東西ドイツが統一された。今日の課題は旧西ドイツ地域で新組織を充実させていくことと同時に、旧東ドイツ地域の関連領域を西側のモデルに沿って組織化していくことである。前者では、専門部会間の交流と統合の促進、民放や芸術分野の労働協約の充実、設立交渉から離脱した組織との交渉再開などが課題であろう。後者では、そこでの失業率の高さや労働組合への嫌悪感の広がりなどのため、組織化は容易ではない。ジャーナリストではDJVに加入する人びとの方がずつと多い。また、使用者側でも団体に属さないものが多く、労働協約の締結およびその実行を困難にさせている。こうした現実を含めて、IGメディアという新組織が本当に軌道に乗るまでにはなお三年から一〇年はかかるだろう、というのが組合本部の見方である。⁽³²⁾

五 おわりに

IGメディアの結成は、情報メディアが従来の垣根を越えてトータルに資本主義的に再編されていく事態に抗して、新しい組織の樹立をもって応えようとした試みである。それにはさまざまな批判が加えられてきたのも事実である。それは大きく見て二つに分けることができる。ひとつは、当然のことだが、この組織の敵方からの批判である。経営者・使用者団体および保守的マスコミからのイデオロギー的な攻撃には凄まじいものがある。IGメディアはプレスに自由干渉し、明白に「体制変革」を標榜する組織であり、この単一の労働組合による全権掌握の要求にたいして対決していかなければならない、という。⁽³³⁾この批判側の神経を逆撫でしているのは、IGメディアがいわゆる Sozialpartnerschaft(いわば労使協関係)を拒否しているということであろう。もうひとつの批判は、メディア労働組合の理念、とりわけヴァルサーの提起した「IG文化」の夢に照らして、

IGメディアの現実には乖離しているという視点からなされるものである。「文化」のコンセプトの理解の仕方にもかなりの幅があるが、それらの視点からは、IGメディアは中央集権的なIG印刷が他の小さな芸術・文化分野の組合を併合したものと見なされ、それらの組合の自律性が奪われてしまったと批判される。それは一方で組織モデルの問題であるが、他方では文化的統一戦線を求めた一九七〇年代初頭の熱気もはや存在しないなかで、それにもかかわらず組織だけができあがったことへの不満と苛立ちとしても読み取ることができる。ただ、そのような批判はIGメディアを否定するものではないし、またIGメディアから排除されてもいないように見える。情報メディアの止むことなき技術化・産業化に伴われた文化の商品化・商業化のなかで、文化のもつ批判的能力の退行現象は深まっている。そのようにいうとき、その批判的能力とはそもそも誰に、どこに由来するものなのか。個人か、集団か、組織か。意識産業に従事する人びとが置かれた状況は「頭と心と財布をめぐる闘い」である。そこにおいて個人が組織化されることの必要性は、単に孤立した個人を組織に統合して経済的に保護することでも、組織の規模を大きくして敵対する相手に対抗することでもなく、諸個人がそこに批判的かつ同僚的な討論の場所を獲得し、そこに帰属し、集合的経験の組織化に参加していくことにこそ求められるだろう。IGメディアという枠組みが作り出す、そのような場所やプログラムは相当程度に多彩であり、内実をそなえたものだといってよい。個人と集団と組織の相互関係のなかで、そのような枠組みが全体としてのダイナミズムをどれだけ作り出していくことができるかは今後の課題であろう。ただ、IGメディアがすでに資本の側におそれられた、厄介な存在であるということは確かなことである。

- (1) Gründungsprogramm der INDUSTRIEGEWERKSCHAFT MEDIEN—Druck und Papier, Publizistik und Kunst, Beschlüssen vom Gesamtvorstand der IG Medien am 7. November 1986, S. 1.
- (2) Betriebsratを「経営協議会」と訳すと、それが労使で構成され、企業の経営問題について協議する機関であるかのような印象を免れない。それが従業員側を代表する機関であると受け取られるように、ここでは「職場評議会」と訳す。本章では Betrieb の訳に「職場」(必ずしも厳密な概念ではないが)を当てることにする。Betrieb の概念をここで論じる余裕はないが、使用者が被雇用者とともに有形・無形の手段を用いて特定の労働技術的目的を追求するための組織上の単位」という定義を引いておきたい。つまり、Betriebとは組織単位としての職場のことを指しているといえよう。この定義については Günter Schaub, *Der Betriebsrat*, Beck-Rechtberater, 5. Auflage, dtv, 1988, S. 50-51.

以上は筆者の考えであるが、Betriebsratについてはすでにさまざまな訳語がある。どのように訳出するかはその実態の理解と不可分であり、またどのような訳語で読むかはその内容の理解に大きな影響を及ぼす。山田晟『ドイツ法律用語辞典・改訂増補版』大学書林、一九九三年、九八頁、および同『ドイツ法概論Ⅲ(第三版)』有斐閣、一九八九年、一八〇頁以下、は「経営協議会」としている。田沢五郎『ドイツ政治経済法制辞典』郁文堂、一九九〇年、四九頁、は「事業所委員会」とし、岸田尚友『経営参加の社会的研究—西ドイツにおける—』同文館、一九七八年、一〇二頁以下、は「事業所従業員会」としている。田沢も岸田も実態を表現できるように訳出に工夫をこらしているが、岸田の理解はよく実態を把握したうえのものであり、評価できる。

(3) Heinrich Böll, Ende der Bescheidenheit; Zur Situation der Schriftsteller in der Bundesrepublik, in *Verband deutscher Schriftsteller (VS) e. V. (Hrsg.), Ende der Bescheidenheit*, 1969, S.11-24.

ハインリッヒ・ボル(一九二七—一九八五)は、戦後西ドイツを代表する作家で、一九六七年ビュッヒナー賞、一九七二年ノーベル文学賞を受賞。一九七—七四年国際ペンクラブ会長を務め、政治的理由から迫害を受けている作家たちを支援した。「仮面の告白」「カテリーナ・ブルームの失われた名誉」など。

(4) Martin Walsert, Wir brauchen eine 'IG Kultur', in Alfred Horné und Dieter Lattmann (Hrsg.), *Standpunkte und Stationen auf dem Weg zur Mediengewerkschaft*, 1989, S. 30-31.

- マルティン・ヴァルザー(一九二七—)は、現在も活躍する作家で、小説の他、ラジオドラマや社会批判的な戯曲も数多く発表している。一九八一年ビュッヒナー賞を受賞。
- (5) IGGの歴史と活動について、Industriegewerkschaft Druck und Papier, Hauptvorstand (Hrsg.), *Wir über uns*. (ohne Jahr).
- (6) Heinrich Bleicher, Industriegewerkschaft Medien, in Heinrich-Dietrich Fischer (Hrsg.), *Medienverbände in Deutschland; Geschichte, Berufsaspekte, Politik*, Berlin: VISTA, 1991, S. 37-56, S. 39.
- (7) Industriegewerkschaft Druck und Papier, Hauptvorstand (Hrsg.), *Dokumentation zur Mediengewerkschaft und Medienpolitik*, Außerordentlicher Gewerkschaftstag 1985 in Fellbach, S. 25-26.
- (8) DDR紛争については、石川明「放送における多元性—北ドイツ放送法の改正問題を中心に—」NHK総合放送文化研究所「放送文化研究年報」第二四号、一九七九年、八八—一三五頁。
- (9) この「禁止されたスト」については、キムメンマン「Geschäftsführender Hauptvorstand der Rundfunk-Fernsehen-Film-Union (Hrsg.), *Der verbotene Rundfunkstreik*, eine Dokumentation über die Vorbereitungen und das Verbot des für den 19. Dezember 1989 geplanten Warnstreiks bei den Rundfunkanstalten, 1981.
- (10) Martin Walsert, Macht und Gegenmacht, in Alfred Horné und Dieter Lattmann (Hrsg.), *Standpunkte und Stationen auf dem Weg zur Mediengewerkschaft*, 1989, S. 90.
- (11) この「週間の記録」について、IG Medien, Fachgruppe Rundfunk/Film/Audiovisuelle Medien (Hrsg.), *Protokoll und Dokumentation, außerordentlicher Gewerkschaftstag der RFFU*, Auflösung und Zusammenschluß zur IG Medien, Hamburg, 8. bis 15. April 1989.
- (12) 早崎守俊「ソルツス四十七史—ドイツ戦後文学史にかえて—」同学社、一九八九年。三島憲一「戦後ドイツ—その知的歴史—」岩波新書、一九九一年、九三頁以下。
- (13) 注(6)に同じ。
- (14) ハンス・マクナス・エンツェンスベルガー「意識産業」石黒英男訳、晶文社、一九七〇年、一八一—一九頁。Hans Magnus Enzensberger, *Einzelheiten I, Brennens-Industrie*, Frankfurt a.M.: Suhrkamp, 1962, S. 16.

- (15) 註(4)と同。°
- (16) この作家連盟内部の離離と分裂については Hannes Schwenger, *Schriftsteller und Gewerkschaft; Ideologie, Überbau, Organisation*, Darmstadt und Neuwied: Luchterhand, 1974, S. 161-188.
- (17) この第二回作家連盟総会の記録は Dieter Lattmann (Hrsg.), *Entwicklungsland Kultur*; Dokumentation des zweiten Schriftstellerkongresses des Verbandes deutscher Schriftsteller (VS), München: Kindler, 1973.
- (18) Ergebnisse des Gesprächs in Würzburg, Minimalforderungen, in *feder*, 12/1988, S. 17-20. (ohne Verfasser).
- (19) Bernd Engelmann, *Wie tot ist der VS?*, in *Gewerkschaftliche Monatshefte*, 3/1989 (Mediennacht-Mediengewerkschaft), S. 185-187.
- (20) Hubert Engeroff, *Deutscher Journalisten-Verband*, in Heinrich-Dietrich Fischer (Hrsg.), *Medienverbände in Deutschland; Geschichte, Berufsspektrale, Politik*, Berlin: VISTAS, 1991, S. 25-36, S. 25.
- (21) Helmut Dräke, *Journalisten und Gewerkschaft; Probleme und Perspektiven der gewerkschaftlichen Organisierung der Tageszeitungsjournalisten in der Bundesrepublik Deutschland*, Frankfurt a.M.: Haag und Herchen, 1984, S. 2.
- (22) *Ibid.*, S. 171.
- (23) Delfe Hensche, *Technische Revolution und Arbeitnehmerinteresse; Zu Verlauf und Ergebnissen des Arbeitskampfes in der Druckindustrie 1978*, in *Blätter für deutsche und internationale Politik*, Heft 4/1978, S. 413-421.
- (24) この時短闘争の結果は、職種として印刷労働者を例にとれば、一九六五年以来の週四〇時間の壁を破り、八五年四月から三八・五時間、八八年四月から三七・五時間、八九年四月から三七時間、九五年四月から三五時間という段階的時短で妥結し、それが労働協約として結ばれた。
- (25) Michael Schlecht, *Technik mit Konsequenzen*, in *Die Mitbestimmung*, 4/1987, S. 213-218, S. 216.
- (26) マクレーン産業領域における「職場占拠」を労働法から論じたもの。Peter Gegenwart, *Arbeitskampf im Medienbereich*, Frankfurt a.M.: Peter Lange, 1988.

- (27) 註(一)と同。° S. 5.
- (28) Medienpolitische Leitsätze der IG Medien, in *Media Perspektiven*, Dokumentation I/1989, S. 65-67.
- (29) Rundfunk ist keine Ware; Stellungnahme der IG Medien zur EG-Fernsehrichtlinie, in *Media Perspektiven*, Dokumentation II/1989, S. 127-128.
- (30) 註(一)と同。° S. 21.
- (31) *Satzung §3*, Industriegewerkschaft Medien, Gültig ab 26. Oktober 1990, S. 7.
- (32) 一九九二年一月三日、シントニアンカネのローウマント本報とH・トビヤウー氏との聞き取り。°
- (33) ユーロパ放送線の「感心」 Hans-Dieter Gärtner und Peter Klemm, *Der Griff nach der Öffentlichkeit; Grundsätze und Ziele der neuen IG Medien in DGB*, Köln: Tiberius, 1989.
- (34) 111の要約を参照。 Heinz Grossmann, *Die Mediengewerkschaftsbewegung; Ortsbestimmung, Fraktionen, Probleme*, in Dieter Prokop (Hrsg.), *Medienforschung*, Band 1, Frankfurt a.M.: Fischer, 1985, S. 357-366. Hannes Schwenger, *Resümee der Mediengewerkschaft*, in Knut Hieckehier und Siegfried Zielinski (Hrsg.), *Medien/Kultur*, Berlin: Volker Spiess, 1991, S. 65-71.

「RFVUのメディア政策担当の職に就き、「メディア労働組合審議会」のメンバーとして力を注ぎつつ、IGメディアの成立を見守るべく世を歩いた」 Klaus Winckler (1948-1983) の語り。°

花田達朗著

公共圏といふ名の社会空間

—公共圏、メディア、市民社会—

木鐸社刊

目次

はしがき……三

I

第一章 空間概念としての Öffentlichkeit

——ハーバーマスにおける公共圏とコミュニケーションの合理性——

- 一 問題の所在……三
- 二 『公共性の構造転換』における公共圏論の展開……六
 - 1 公共圏論の動機……六
 - 2 市民的公共圏の発生史と記述方法……六
 - 3 市民的公共圏の構造の成立とその機能の制度化……三
 - 4 市民的公共圏の理念とブルジョア公共圏のイデオロギーの間で……五
 - 5 市民的公共圏の崩壊とその再建へのアプローチ……七
- 三 『コミュニケーション的行為の理論』への公共圏の指定……四
 - 1 コミュニケーション的行為の空間としての公共圏……四

- 2 社会的病理を煩う公共圏……四
- 3 自己組織化された相互主観性としての公共圏……五
- 四 結び……六

第二章 公的意味空間論ノート

- 一 はじめに……五
- 二 経験と言葉……六
 - 1 Öffentlichkeitと視線……六
 - 2 「自覚現象」と representative Öffentlichkeit……九
 - 3 kommunikativ かつ informativ……三
- 三 認識と仮説……七
 - 1 公共圏の不在——天皇制の空間……七
 - 2 「情報化」の時間軸と空間軸……一〇
 - 3 社会的共同性の空間的編制……四
 - (1) 日本における公共圏の構築(四)
 - (2) 公共圏とマスメディアとジャーナリズム(七)
- 四 おわりに……六

第三章 グローバルな公共圏は可能か

——国際コミュニケーション政策における〈外部—内部〉の視座と視界——

- 一 はじめに……八七
- 二 国際コミュニケーション政策における四つの事例……八九
 - 1 東西冷戦終結と東欧変革のコミュニケーション過程……八九
 - 2 欧州統合のなかの放送政策……九三
 - 3 「NWICOよ、さらばか？」——取り残された南北問題……九四
 - 4 湾岸戦争における情報政策と情報様式……九七
- 三 国際コミュニケーション政策における構造的な問題……九八
 - 1 情報コミュニケーション技術の所有・支配の問題……九八
 - 2 情報コミュニケーション関係と自由・人権の問題……一〇〇
 - 3 〈中心—周辺〉の枠組みと〈外部—内部〉の視座……一〇三
 - 4 国民国家と経済市場と公共圏の三つの空間……一〇四
- 四 日本の研究者として——方法と課題——……一〇八
 - 1 方法としての当事者意識……一〇八
 - 2 外部における内部要因の作用の検証……一〇九

- 3 内部における外部要因の帰結の検証……一一〇
- 五 おわりに——グローバルな公共圏は可能か——……一二

第四章 「放送の公共性」から「放送による公共圏」へ

- 一 はじめに……一二九
- 二 公法と制度的思考……一三〇
 - 1 近年の法学者の論考から……一三〇
 - 2 制度的思考の浮上か？……一三六
- 三 「放送の公共性」の制度的思考による把握……一三六
 - 1 日本における「放送の公共性」論議を巡る構図……一三八
 - 2 エッフェントリツヒカイトを巡る「公共性」と「公共圏」の弁別……一三九
 - 3 放送の自由を巡る「制度的保障」概念の弁別……一四〇
- 四 日本の放送制度における価値規範とその組織過程の吟味……一四一
 - 1 公共圏の設営という要請と憲法規範……一四三
 - 2 放送法・電波法による「放送の自由」の組織過程……一四三
 - 3 最近の立法行為に対する違憲性の疑義……一四四
- 五 おわりに——「放送の公共性」の意味転換へ——……一四四

第五章 公共圏と市民社会の構図

- 一 言葉の交易・概念の交錯……一五一
- 二 公共圏という名の社会空間……一五五
- 三 「システムと生活世界」という空間配置のなかの公共圏……一六〇
- 四 「市民社会」という社会関係の古くて新しいイメージ……一六四
- 五 〈市民社会—公共圏〉と〈経済社会—市場〉の水平関係……一六九
- 六 国家・経済社会・市民社会・生態関係の構図……一七四
- 七 公共圏規範の再生と公共圏実態における空間戦略……一七八
- 八 公共圏実態における構造矛盾とオルタナティブ公共圏の産出……一八三
- 九 日本社会と公共圏のポテンシャル……一八六

II

第六章 放送制度の社会学的分析

—西ドイツモデルを手掛りとして—

- 一 はじめに—規範と現実——……一七五
- 二 放送制度の機能分析—「放送の自由」の機能論……一七九
 - 1 その位置付け……一七九
 - 2 西ドイツモデルの場合……二〇〇
 - (1) 放送の機能論(二〇〇)
 - (2) 「放送の自由」の機能論(二〇一)
 - 3 一般化に関して……二〇二
- 三 放送制度の構造分析—「放送の自由」の組織論……二〇三
 - 1 その位置付け……二〇三
 - 2 西ドイツモデルの場合……二〇四
 - (1) 「放送の自由」の組織原理(二〇四)
 - (2) 連邦制国家上の組織原理(二〇五)
 - 3 一般化に関して……二〇六

- 四 放送制度の過程分析—「放送の自由」の実践論……三〇七
- 1 その位置付け……三〇七
 - 2 西ドイツモデルの場合……三〇八
 - (1) 組織過程の矛盾(三〇八)
 - (2) 実践過程の矛盾(三〇九)
 - 3 内在的矛盾の実証研究……三一一
- 五 放送制度の変動分析—「放送の自由」の矛盾論……三一一
- 1 その位置付け……三一一
 - 2 外在的矛盾の態様……三二三
 - (1) 価値矛盾(三二三)
 - (2) 期待矛盾(三二六)
 - 3 外在的矛盾の実証研究……三二六
- 六 おわりに—「放送の自由」の制度的保障論のために……三二七
- 1 「放送の自由」の制度的保障論……三二七
 - 2 日本における個人権の側面への偏重……三二八
 - 3 新しい基本権との関わり……三二九

第七章 放送制度と社会科学の間

- 一 はじめに—放送制度論の多面性——……三三五
- 二 放送制度と社会科学の制度的理論……三三七
- 1 シェルスキーの「制度の社会学的理論」……三三七
 - 2 行為主体の理論と制度の理論……三三三
 - 3 放送制度における理念とサブシステム……三三八
- 三 放送法制と社会科学のプロセス認識……三三九
- 1 放送法制の外側からの観察……三三九
 - 2 放送法制の内側への観察……三四一
 - 3 規範システムと規制システム……三四三
- 四 放送政策と経験的社会科学としてのコミュニケーション研究……三四四
- 1 放送政策の遂行と合理性基準……三四五
 - 2 コミュニケーション研究の科学的証明能力……三四七
 - 3 コミュニケーション研究による政策サポートの可能性……三四〇
- 五 おわりに—制度化の過少と過剰——……三五三

第八章

ドイツにおけるメディア産業労働組合の結成とその背景

—対抗公共圏構築の試み—

- 一 はじめに……三五五

- 二 メディア産業労働組合の設立過程の概観……二五
- 三 設立過程から抽出される四つの局面……二五
 - 1 意識産業のなかの作家と「自由業」の矛盾……二五
 - 2 ジャーナリストの分裂した職業観と二つの組織……二六
 - 3 技術革新による構造変化とストライキ能力……二七
 - 4 メディア産業の資本集中化と対抗公共圏の樹立……二七
- 四 メディア産業労働組合の組織構成の現状と課題……二七
- 五 おわりに……二七

第九章 「新聞の公共性」の運命

——マスメディア、ジャーナリズム、公共圏の相互関連において——

- 一 揺らぐ「新聞の公共性」……二五
- 二 ジャーナリズムとマスメディアの乖離……二六
- 三 職業意識と産業組織の乖離……二五
- 四 意見形成過程の媒体にして原動力という二重性……二九
- 五 公共圏を耕作するという仕事……二五

第十章 放送空間の生産

——放送におけるインフラ、景観、場所の織り合わせ——

- 一 はじめに——放送空間論のために……二七
- 二 社会と空間の弁証法……三〇
- 三 インフラとして組織される放送空間……三〇
- 四 景観として表象される放送空間……三一
- 五 場所として統合される放送空間……三六
- 六 現代資本主義の空間戦略と放送空間の生産様式……三三
- 七 おわりに——情報メディア空間論へ……三五

初出一覧……三一

あとがき……三五

欧文目次……xxiv

参考文献一覧（邦文・欧文）……xi

索引（人名・事項）……i

著者略歴

花田 達朗 (はなだ たつろう)

1947年長崎県生まれ。早稲田大学政経学部政治学科卒。(株)日本新聞協会勤務後、渡独。ミュンヘン大学大学院修了、(株)ミュンヘン・コミュニケーション共同研究所研究員を経て、帰国。(財)電気通信政策総合研究所主任研究員、創価大学助教授、東京大学新聞研究所助教授を経て、1995年より現職。

現在：東京大学社会情報研究所教授

著作：【コミュニケーション論】(林進編、有斐閣、1988年)

【メディアの現在形】(共著、新曜社、1993年)

【カルチュラル・スタディーズとの対話】(共編、新曜社、1999年)

【社会情報学IIメディア】(東京大学社会情報研究所編、東京大学出版会、1999年)

【メディアと公共圏のポリティクス】(東京大学出版会、1999年)

Kommerzielles Fernsehen in der Medienkonkurrenz: Japan-Fernsehdualismus und Medienkonzentration, Berlin: Wissenschaftsverlag Volker Spiess, 1984. (mit Klaus Winckler)

公共圏という名の社会空間

— 公共圏、メディア、市民社会 —

1996年2月20日 第一版第一刷印刷発行

2002年8月10日 第一版第三刷印刷発行©

著者 花田達朗

発行者 坂口節子

発行所 有限会社 ぼくなくしゃ

印刷 (株)シナノ製本 大石製本所

〒112-0002 東京都文京区小石川 5-11-15-302

Tel (03)3814-4195番 振替00100-5-126746番

Fax (03)3814-4196番 <http://www.bokutakusha.com>

(乱丁・落丁本はお取替致します)

ISBN4-8332-2218-3 C 3036 ¥3500 E

定価：本体3500円＋税

人名索引

【あ行】

- 芦部信喜 136, 148
 アドルノ Adorno, Th. W. 54, 85
 阿部斉 149
 網野善彦 75-77, 85
 アミン Amin, S. 103
 アレント Arendt, H. 27
 イーグルトン Eagleton, T. 52
 石川明 85, 130, 147, 220, 222, 281
 石村善治 127, 130, 136, 147, 148, 254, 291
 イニス Iniss, H. A. 313, 329
 ヴァルザー Walser, M. 259, 266, 274, 278, 280, 281
 ヴィンクラー Winckler, K. 283
 ヴェーバー Weber, M. 43, 162
 上山春平 68, 84
 ウォーラスティン Wallerstein, I. 103
 内川芳美 94, 114, 116
 梅棹忠夫 328
 エンゲルマン Engelmann, B. 266, 268, 282
 エンゲロフ Engeroff, H. 282
 エンツェンスベルガー Enzensberger, H. M. 265, 274, 281
 大畑裕嗣 118
 大森幸男 221, 222
 奥平康弘 121, 146
 小沢一郎 288
 オッフエ Offe, C. 166
 小野秀雄 83
 折原脩三 67
 オーリュウ Hauriou, M. 229

【か行】

貝沼洵 301, 328

- 香内三郎 192
 寛克彦 67
 カステル Castells, M. 301
 桂敬一 116
 加藤周一 59
 ガーナム Garnham, N. 86, 90
 川原彰 90, 113
 姜尚中 50
 岸田尚友 280
 木前利秋 50
 ギデンス Giddens, A. 70, 84, 301
 吉良竜夫 328
 ギレスピー Gillespie, A. 315, 330
 キーン Keane, J. 83
 九鬼周造 333
 クラインシュトイバー Kleinstaub, H. J. 114, 330
 グラス Grass, G. 264, 266
 グラムシ Gramsci, A. 153, 167, 180
 栗城壽夫 131, 147, 254
 クレム Klemm, P. 283
 グロスマン Grossmann, H. 283
 ケッペン Köppen, W. 313
 ゲルトナー Gärtner, H.-D. 283
 ゲーレン Gehlen, A. 233, 252, 254
 小林宏一 93, 113
 小林直樹 81, 82, 123, 144, 146
 ゴバン・クラス Goban-Klas, T. 113
 ゴールド Gold, J. R. 329
 ゴルバチョフ Gorbachev, M. 91

【さ行】

- 斉藤純一 50
 サスマン Sussman, G. 117
 佐藤慶幸 65, 84
 シェルスキー Schelsky, H. 228, 253